

エコアクション 21

2004年版

- 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン -

2004年4月

環境省

目次

はじめに	1
第1章 エコアクション 21・2004年版の構成	7
1. エコアクション 21の構成	7
2. エコアクション 21の取組フロー	8
3. 環境負荷の把握・評価項目の選択	9
第2章 環境への負荷の自己チェックの手引き	11
第3章 環境への取組の自己チェックの手引き	13
第4章 環境経営システムガイドライン	15
. 計画(Plan)	17
. 計画の実施(Do)	21
. 取組状況の確認・評価(Check)	24
. 全体の評価と見直し(Action)	26
第5章 環境活動レポートガイドライン	27
1. 環境活動レポートの取りまとめ	27
2. 環境活動レポートの公表	28
別表1 環境への負荷の自己のチェックシート	31
別表2 環境への取組の自己チェックリスト	41

はじめに

環境への取組の勧め

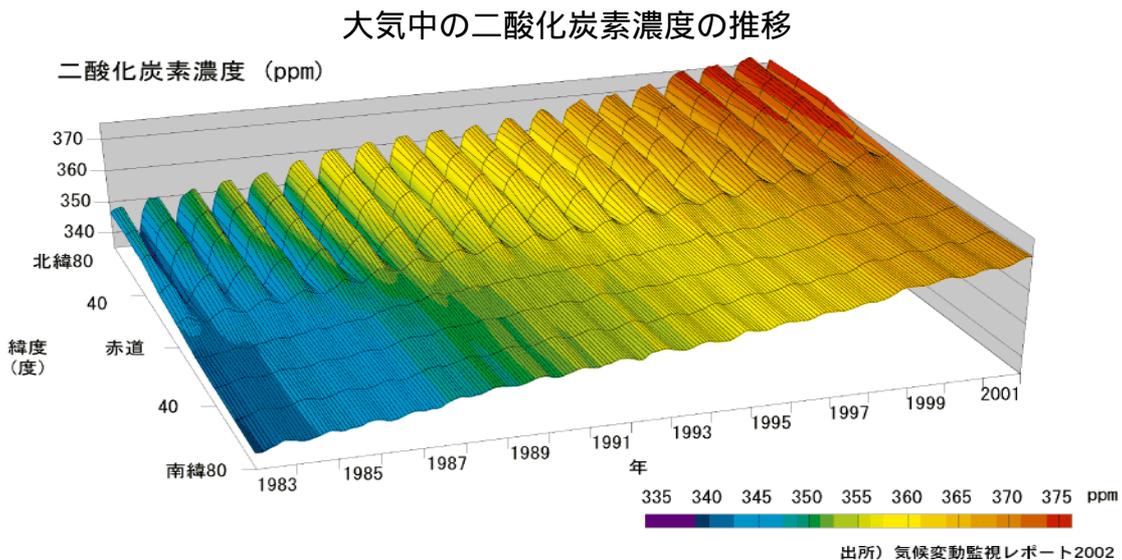
現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たち人類に便利で快適な暮らしを提供しましたが、一方で、自然環境に多大な負荷を与え、そのため社会経済システムと自然環境のバランスが崩れ、このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性さえ出てきています。

例えば、大気中の二酸化炭素濃度は、1750年と比較すると1999年には約31%も増加しており、この増加率は過去2万年間で前例のないものであり、過去42万年間を通じて最高の濃度であるとされています。¹

また日本は、その社会を維持するために、日本全体で平均すると1世帯1日当たり109kgもの資源を利用し（年間39.8トン）、34kgの不要物を排出しています（年間12.5トン）。²

私たちは、このような大量生産、大量消費、大量廃棄の20世紀型の社会経済システムを、「最適生産・最適消費・最小廃棄」の社会である持続可能な循環型社会へと造り替えていかなければなりません。

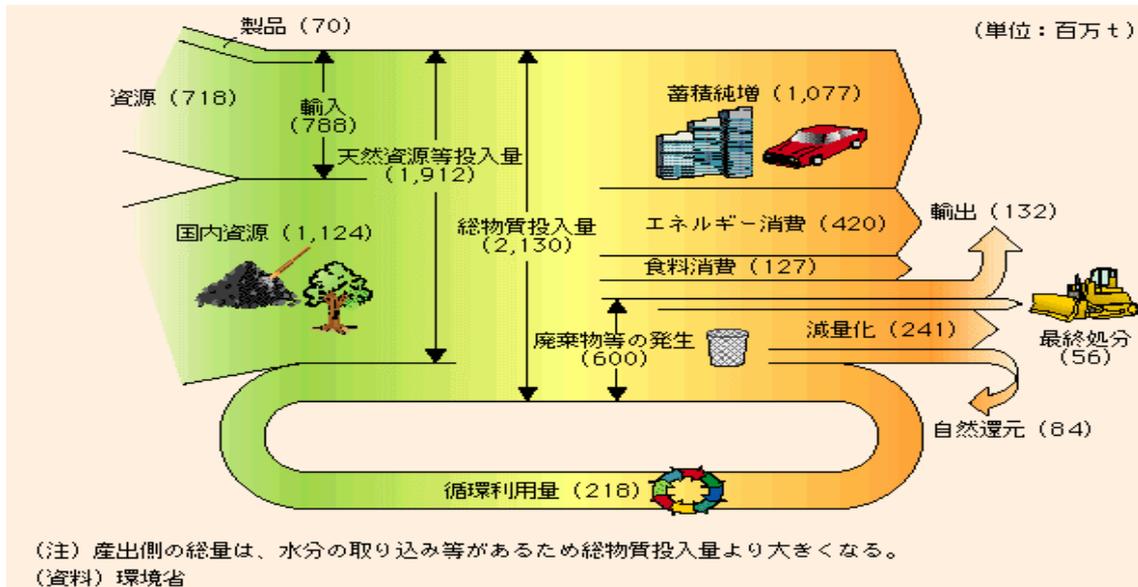
このような持続可能な循環型社会の構築に向けては、事業者、消費者、行政等、全ての主体が自主的、積極的な環境への取組を行っていく必要がありますが、**特に社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、規模や業種を問わず、とりわけ積極的な取組が期待されています。**



¹ : 平成 15 年版 環境白書 (環境省編) 第 1 部序章

² : 平成 15 年版 循環型社会白書 (環境省編) 第 1 部序章のデータより算出

我が国における物質フローの模式図（平成 12 年度）



出所：平成 15 年版 循環型社会白書環境省編

環境への取組が取引の条件になりつつあります

環境問題の深刻化に伴い、事業者の環境問題に対する考え方は、近年、より積極的なものへと大きく変化しています。環境への取組を従来の「社会貢献の一つ」という位置付けから、「企業の業績を左右する重要な要素」又は「企業の最も重要な戦略の一つ」ととらえて事業活動の中に明確に位置付けていく動きが拡大しつつあります。

また、グリーン購入法の制定もあり、環境にやさしい製品やサービスを積極的に購入する「グリーン購入」の取組が急速に広がりつつあります。

事業者の環境への取組は、このようなグリーン購入の進展、さらには市民意識の高まり、環境規制の強化等により、必須要素になりつつあるとともに、環境への取組や環境経営システムの構築を、取引の条件の一つとする**サプライチェーンのグリーン化**の動きが、大手企業を中心に拡大しつつあります。³

環境への取組は事業者自身にもメリットがあります

³：事業者の環境への取組の状況については、環境省「環境にやさしい企業行動調査」の結果を参照。

(URL <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h14/gaiyo.pdf>)

環境への取組を自主的、積極的に行う**環境経営**の基本は、事業に直接係わる部分において、省資源、省エネルギー、廃棄物削減に取り組むことと、その取組の状況に関する情報を社会に報告し、説明責任を果たしていくことです。このような取組は、社会からの信頼を勝ち得て業績を伸ばしていくことと、事業における生産性を向上させることに繋がり、事業者自身にも大きなメリットがあります。

また、**環境経営のためのシステム = 環境経営システム（環境マネジメントシステム）**を組織内に構築し、運用することにより、環境への取組をより効果的・効率的に推進することができるとともに、組織内の無理や無駄の排除、目標管理の徹底等にも効果をあげることができます。

エコアクション 21・2004年版の特徴

エコアクション 21 は、中小事業者における環境への取組を促進するため、平成 8 年に環境省が策定し、その後何度か改定しながら、その普及を進めてきたものですが、環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定しました。

新しいエコアクション 21 は、

環境への負荷の自己チェックの手引き

環境への取組の自己チェックの手引き

環境経営システムガイドライン

環境活動レポートガイドライン

の 4 つのパートにより構成されています。

この 4 つのパートにより、幅広い事業者に対して**環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法**を提供しています。

中小事業者等でも容易に取り組める**環境経営（環境マネジメント）システム**です

エコアクション 21 では、中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい**環境経営システム**のあり方をガイドラインとして規定しています。

この**環境経営システム**を構築・運用することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営的にも効果があります。

必要な**環境への取組を規定**しています

環境経営システムが構築・運用されているといっても、それだけでは

環境への取組を十分に実施していることにはなりません。エコアクション 21 では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を規定しています。

さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水の取組を規定しています。

これらの環境への取組は、環境経営に当たっての必須の要件です。

環境コミュニケーションにも取り組んでいただきます

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。

エコアクション 21 では、**環境活動レポート**の作成と公表を必須の要素として規定しています。環境コミュニケーションに対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得るとともに、企業がより発展していくための重要な方法の一つであると言えます。

【コラム】エコアクション 21 の審査と登録

エコアクション 21 の取組を行い、環境活動レポートを作成した事業者は、**エコアクション 21 審査人**による審査を受審し、審査に合格した場合は、環境への取組を積極的に行っている事業者として登録することができます。

くわしくは、次の団体にお問い合わせください。

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション 21 事務局

【連絡先】

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2 - 2 - 1

TEL:03-3509-7903

URL:<http://www.ea21.jp/>

E-mail: cfs@ea21.jp

解説

「環境経営（環境マネジメント）システム」とは何か？

環境経営（環境マネジメント）システム（Environmental Management System）は、組織が環境問題に効果的・効率的に取り組む、環境経営を行うための基本的な仕組みであり、組織全体のマネジメントシステム（組織の経営管理システム）の一部を構成するものです。

環境マネジメントシステムは、事業活動に伴い発生する環境への負荷：資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量等を減らすとともに、環境にやさしい製品やサービスの提供を行い、より良い環境を作っていくために、事業者の皆さんが、

自主的に環境への取組方針と目標等を定め（計画 = P : Plan）

その目標を達成するための組織体制を整備して必要な取組を行い

（実施・運用 = D : Do）

システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、改善し

（点検・是正 = C : Check）

定期的にシステムを見直していく（見直し = A : Action）

のPDCA サイクルを基本とし、これによってシステムと取組の継続的改善を図っていくことを目的としています。

この環境マネジメントシステムは、国際標準化機構により国際規格 ISO14001 として発行されており、規格の要求事項に適合した環境マネジメントシステムを構築・運用していることについて第三者機関の審査（適合性評価）を受け、登録をすることができます。このことを、ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムへの適合について「認証を取得」するとも言います。

この ISO14001 は大手事業者を中心に広く普及していますが、一方で、中小事業者には認証取得に係る負担が大きいとの意見もあります。

そこで、環境省では、中小事業者の環境への取組を促進するため、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい環境経営システムのあり方を、エコアクション 21 環境経営ガイドラインとしてとりまとめました。

環境経営システムを構築すると、どんなメリットがあるのか！

今、皆さんの事業所では、次のような問題点はありませんか？

- ・ルールを決めても、その場限りになってしまったり、いつの間にか守られなくなってしまう
- ・事業所の内に、無理や無駄があることがわかってはいても減らせない

- ・ 目標を立てても、なかなか達成できない
 - ・ 特定の人に仕事が集中し、その人が休むと仕事が進まない
- そんな事業所では、このガイドラインに沿って、取組を進めてみて下さい。

PDCA サイクルに基づく環境経営システムを構築して取組むことは、

- ・ 一人、あるいは特定の人ではなく、全員で取組む
- ・ その場、その時の取組ではなく、決められたルールに基づいて行動する
- ・ 取組に当たっての目標を明確にする
- ・ 取組の結果を、きちんと評価する
- ・ 出来なかった場合は、原因を明らかにする
- ・ 毎日、毎年、取組を積み重ね、継続する

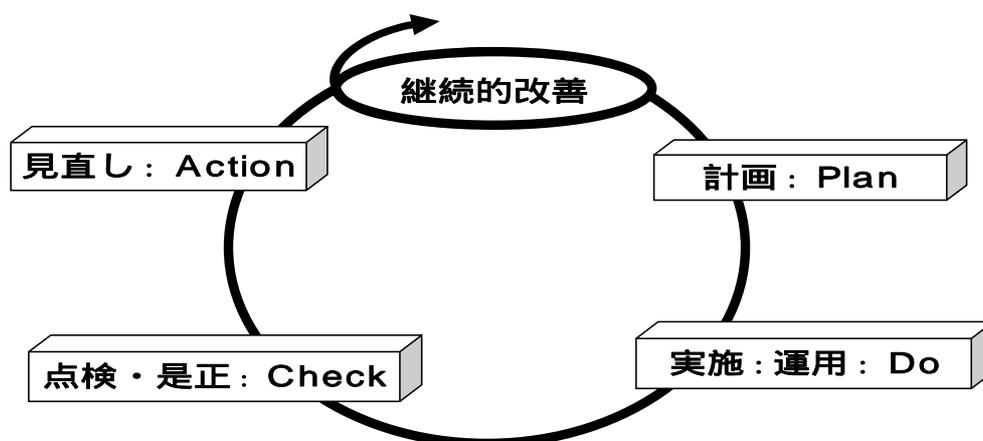
ということであり、事業所における様々な問題点の改善に役立ちます。

また、併せて、環境経営システムを構築して環境への取組を行うことにより、

- ・ 省資源、省エネルギー、廃棄物削減によるコストダウン
- ・ 環境汚染や事故による環境リスクの未然防止
- ・ 事業所のイメージアップ
- ・ グリーン購入への対応等の営業力の向上
- ・ 取引先からの信頼の向上

等の効果も期待できます。

そして何よりも、地球や地域の環境を保全し、美しい地球を子供達に引き継いでいくことができます。



第1章 エコアクション21・2004年版の構成

1. エコアクション21の構成

エコアクション21・2004年版は4つのパートにより構成されています。

エコアクション21では、まず最初に取り組むべきこととして、事業活動による環境への負荷を知るための方法として「環境への負荷の自己チェック」の方法を第2章で、環境への取組のあり方を検討するための「環境への取組の自己チェック」の方法を第3章で示しています。

さらにこの二つの自己チェックも組み込んだ「環境経営システムガイドライン」を第4章で、環境への取組の状況を社会に報告する「環境活動レポートガイドライン」を第5章で示しています。

環境への負荷の自己チェックの手引き

この手引きは、事業活動に伴う環境への負荷の容易な把握方法を提示しています。環境経営システムを構築し、環境への取組を適切に実施するためには、まずどのような環境負荷があり、それがどの程度の量なのか等の、自己の環境負荷の状況を正しく把握することが必要不可欠です。

環境への取組の自己チェックの手引き

この手引きは、環境のために事業者に期待される具体的な取組のチェックリストとなっています。この自己チェックにより、環境への取組状況を認識し、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにすることができます。

環境経営システムガイドライン

エコアクション21では、中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。新たに環境経営システムを構築する場合は、及びの結果を踏まえて、システムを構築することがよいでしょう。

環境活動レポートガイドライン

このガイドラインは、中小事業者が取りまとめて公表すべき環境活動レポートについて規定しています。環境への取組の成果を取りまとめて公表することは環境コミュニケーションの第一歩となります。

「エコアクション21認証・登録事業者」として認証され、登録を行うためには、上記の～の全てに取り組む、環境経営システムのガイドラインの要求事項を満たしていることが必要です。

2. エコアクション21の取組フロー

エコアクション21の取組に当たっては、一般的には以下のフローに示した手順が考えられます。

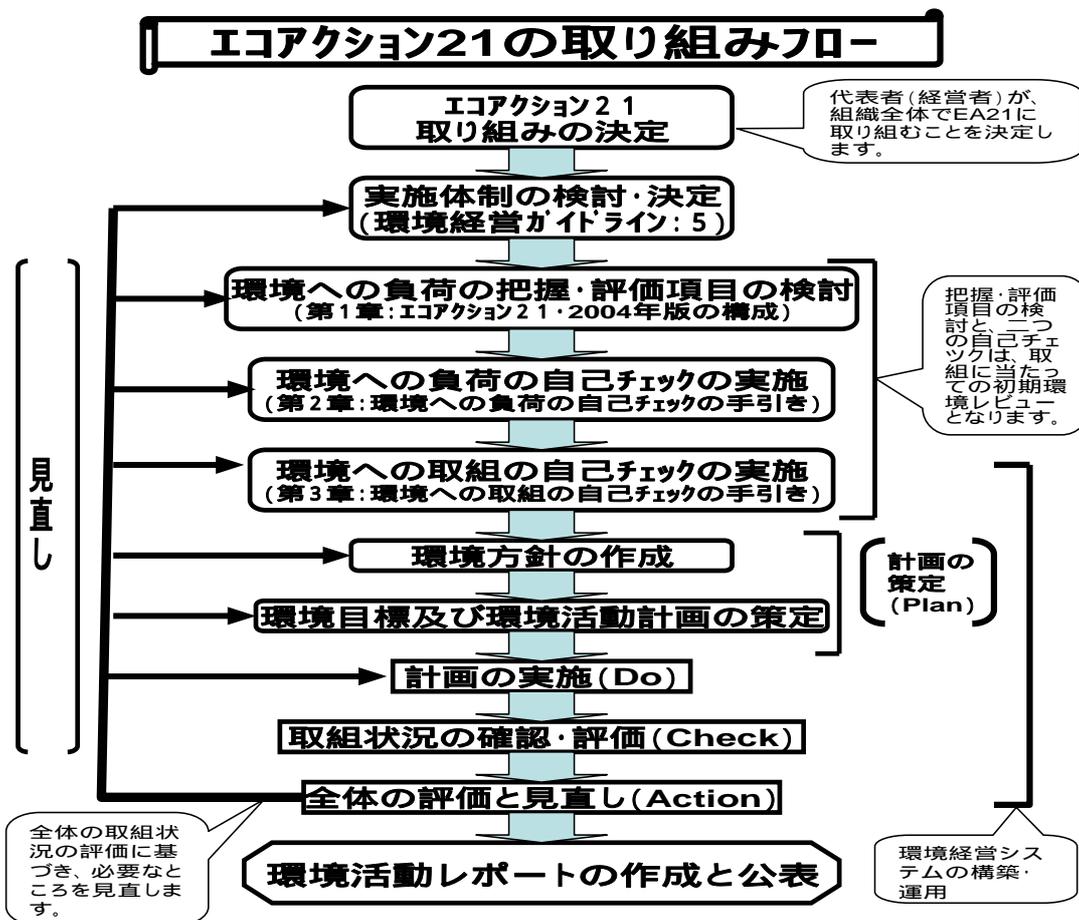
まず代表者がエコアクション21に、組織全体で取り組むことを決定します。エコアクション21の取組に当たっては、代表者のリーダーシップが何よりも重要です。

次いで、エコアクション21の取組に当たっての実施体制を決定します。

その上で、初期環境レビューと言える第2章の環境負荷の自己チェック及び第3章の環境への取組の自己チェックを実施し、その結果を踏まえて、第4章の環境経営システムを構築します。

環境方針、環境目標及び環境活動計画を策定し、実施体制が整えば、実際の取組に着手します。以後、定期的に取り組状況の確認・評価を行い、問題があれば是正処置等を実施します。

さらに、年に1回以上、代表者が取組状況全体を評価し、改善すべき点があれば見直しを行い、環境経営システムや環境への取組をより良いものにしていきます。これを繰り返すことにより、継続的改善を図っていきます。



3 . 環境負荷の把握・評価項目の選択

環境への取組を進めるためには、まず「自らの活動が環境にどのような影響を与えているのか、環境対策はどのような水準にあるのか」を適切に把握し、評価することが大切です。

環境への負荷の把握及び評価を行うに当たっては、まず最初に自らの事業所の特性を考慮して、**事業活動の中で、環境との関係が深いと考えられる項目**を9つの**活動内容**から選択して下さい。

次ページの**把握・評価項目の選択シート**は、環境省が平成15年1月に公表した「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年版 -」において規定された9つのコア指標を基に、事業者の皆さんが把握・評価項目を容易に選択できるように作成したものです。⁴

次に、選んだ項目のそれぞれに対応する把握する環境負荷項目を31ページの「別表1 環境への負荷の自己チェックシート」から、評価する環境への取組を41ページの「別表2 環境への取組の自己チェックリスト」から、それぞれ選択して下さい。

この 環境への負荷の自己チェック及び 環境への取組の自己チェックは、環境経営システムを構築するための、初期環境レビューに当たります。

⁴：環境パフォーマンス指標について詳しく知りたい方は環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-」を参照して下さい。ガイドラインは <http://www.env.go.jp/policy/report/h15-01/index.html> よりダウンロードできます。

【環境負荷の把握項目及び環境への取組の評価項目の選択シート】

活動内容	負荷チェック	取組チェック
エネルギーの消費	<input type="checkbox"/> 総エネルギー投入量 <input type="checkbox"/> 購入電力量、化石燃料消費量、新エネルギー量 等 p.33	<input type="checkbox"/> 省エネルギー <input type="checkbox"/> 新エネルギー使用の拡大 p.41
原材料、部品、包装材等の消費	<input type="checkbox"/> 総物質投入量 <input type="checkbox"/> 循環資源投入量、天然資源投入量 等 p.34	<input type="checkbox"/> 省資源 <input type="checkbox"/> グリーン購入 p.41
水の消費	<input type="checkbox"/> 水資源投入量 <input type="checkbox"/> 上水、工業用水、地下水 等 p.34	<input type="checkbox"/> 節水、水の効率的利用 p.42
化石燃料等の燃焼	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出量 <input type="checkbox"/> 二酸化炭素、メタン 等 p.35	<input type="checkbox"/> 二酸化炭素の排出抑制 p.43
化学物質の使用・排出	<input type="checkbox"/> 化学物質排出量・移動量 p.36	<input type="checkbox"/> 化学物質対策 p.43
製品の生産・販売	<input type="checkbox"/> 総製品生産・販売量 p.37	<input type="checkbox"/> 製品の開発・設計等における環境配慮 p.44
廃棄物の排出	<input type="checkbox"/> 廃棄物等総排出量 <input type="checkbox"/> 有価物、一般廃棄物、産業廃棄物 等 p.38	<input type="checkbox"/> 廃棄物の排出抑制、リサイクル p.45
廃棄物の最終処分	<input type="checkbox"/> 廃棄物最終処分量 p.38	<input type="checkbox"/> 適正処理 p.45
排水	<input type="checkbox"/> 総排水量・水質汚濁物質排出量 p.39	<input type="checkbox"/> 排水処理 p.47

第2章 環境への負荷の自己チェックの手引き

環境への取組を行うには、まず、自らの事業活動に伴って環境への負荷がどれだけ発生しているのかに気付くことが重要です。**環境への負荷の自己チェック**では、主な環境への負荷について、環境パフォーマンス指標ガイドラインのコア指標を基に、事務所・工場等からの発生量を簡易な手法で計算する方法を示しています。

把握・評価する環境負荷項目を選択する際には、自らの事業活動全体を見渡して、「どの事業活動が環境に大きな影響を与えていると思われるか」を検討し、その事業活動がカバーされるように項目を選択することが重要です。

特に、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量（水使用量）は必ず把握して下さい。

また、「今後、どのような分野に重点を置いて、何を目指して取組を進めていくか」といった方針を事業者自身が考え、その方針に従って項目を選ぶことも有効です。

さらに、周辺の住民や消費者、地方公共団体等の関係者の意見を聞いてみることも役立つでしょう。

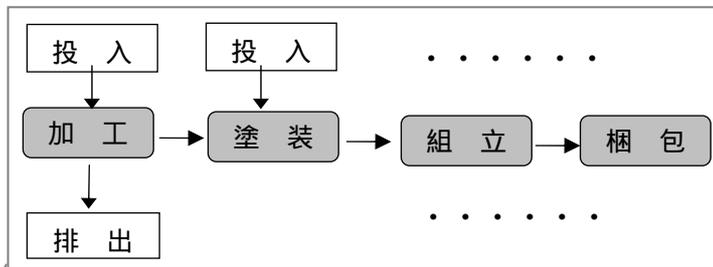
なお、地方公共団体に問い合わせる等して、周辺地域での汚染等環境問題の状況を調べ、周辺の環境問題と自らの活動の関係を考えてみることも、評価項目を選ぶ上で参考となります。

環境負荷を把握するには、事業活動の一連の流れを整理し、各段階から生じる環境負荷を洗い出してみることが有用な手段となります。各段階に何を投入し、何が大気や水等に排出されているか整理してみましょう。

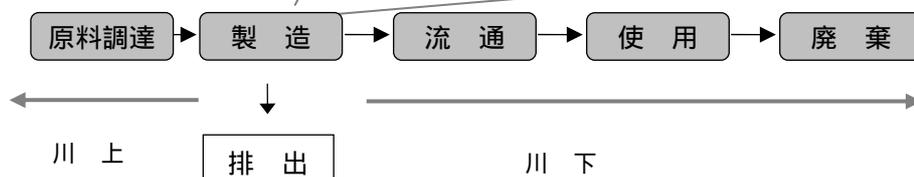
この際には、守るべき法規制や業界団体等の動向にも配慮し、対応すべき環境負荷に漏れがないようにすることも必要です。

また、自らの事業活動の“川上”、“川下”も考慮したライフサイクルの視点から活動や製品による環境負荷を把握することで、自らの事業活動の中で何に取組むべきかが見えてくることもあります。

事業活動の流れ（例）



製品のライフサイクル（例）



環境への負荷のチェックに当たっての留意事項

チェックシートの使い方

- ・ 別表1に示しているチェックシートは、環境への負荷の自己チェックが容易になるように、例として示したものです。個々の事業者の状況に応じて、項目、排出係数、単位等について修正して利用して下さい。重要なことは、年々の負荷量を同じベースで容易に比較できるようにしておくことです。
- ・ チェックシートは、単年度の排出量を算定する形になっていますが、可能な項目については、2～3年のデータを整理し、対前年度比や排出量の推移を把握し、どのように改善されているか等の評価を行って、計画の作成や取組に活かすことが重要です。
- ・ チェックシートには、「活動規模あたり」の負荷量を記入する欄が設けられています。これは、事業活動の規模が変化する場合にも、環境への取組の効果を把握できるようにするためです。生産量あたり、出荷額あたり等、様々な指標が考えられますので、事業の特性に応じて、適切なものを選んで下さい（全てを計算する必要はありません）。

データの集め方

- ・ 必要な情報、データの収集整理に当たっては、経理関係のデータや行政の指定統計等、事業所内に既にある情報を有効に活用します。
- ・ 資料は、それぞれの担当部署にバラバラに保管されていたり、伝票ベースでしか保管されていない等、初めは、収集・整理に時間がかかるかもしれません。社内にある環境関連情報を一度、環境の面から整理して、担当者が管理・把握できる仕組みを整備することが望まれます。
- ・ データは月単位程度の短い周期で把握できれば、目標の設定の際により有効です。
- ・ 少なくとも過去3年程度の実績をチェックできるデータがあるとよいのですが、仮にそのようなデータがない場合は、以後、適切なデータ管理を行うようにしましょう。

活用できる社内の情報例

- ・ エネルギー、資源、原料の使用量、購入量、金額等の伝票
- ・ 石油等消費構造統計調査表の写し
- ・ マニフェスト伝票
- ・ 廃棄物処理委託会社への支払い伝票
- ・ レンタルコピー機の請求書、支払い伝票
- ・ 設備使用書、説明書
- ・ 大気汚染物質排出量総合調査票の写し
- ・ 水質汚濁物質排出量総合調査票の写し
- ・ 計量証明書
- ・ 化学物質保管管理表

第3章 環境への取組の自己チェックの手引き

環境への取組のチェックは、現時点での環境への取組状況を認識することにより、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにすることを目的としています。

別表2のチェックリストは、メーカー、建設業者、運輸業者、商店、病院、学校、官公庁等あらゆる種類の事業者が利用できるようになっています。このため、業種によっては、関連のない項目もあります。関連がないと判断できる場合には「/」を記入して下さい。

関連があると判断できる場合には、それぞれのチェック項目について、以下のように記入して下さい。

・既に取組んでいる項目には	
・ある程度取組んでいるが、さらに取組が必要な項目には	
・取組んでいない項目には	×

自己チェックの結果、「○」、「×」が付された項目のうち、今後重点的に取組んでいく必要があると考えられる事項は、第4章の環境経営システムにおいて設定する環境目標とし、重点的に取組むことを検討して下さい。

また、チェックの結果は保存しておき、毎年の取組の進展の把握に活用して下さい。

なお、チェックリストは以下のような構成になっています。

【 環境への取組チェックシートの構成 】

事業活動へのインプットに関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー、新エネルギー使用の拡大 ・省資源、グリーン購入 ・節水、水の効率的利用
事業活動からのアウトプットに関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の排出抑制、大気汚染等の防止 ・化学物質対策 ・製品の開発・設計等における環境配慮 ・廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理 ・排水処理 ・輸送に伴う環境負荷の低減 ・建築物の建築・解体、開発事業に当たっての環境配慮
環境経営システムに関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への取組のための仕組み・体制の整備 ・環境教育、環境活動の推奨等 ・情報提供、社会貢献、地域の環境保全 ・環境ビジネス、技術開発 ・国際協力及び海外事業における配慮 ・投資・融資における環境配慮

環境への取組のチェックに当たっての留意事項

前ページの方法により環境への取組の自己チェックが行えますが、さらに進んだ取組を行うおうとする事業者の方は、次のような方法で、定量的に取組状況を把握することもできます。

点数化して全体の進捗状況を集計する方法

「」「」「×」の数を集計し、自らの取組に点数をつけて評価するのも有効な方法です。例えば、各項目毎に環境への取組に対する重要度を設定し、合わせて取組状況「」「」「×」を点数化して、以下のように評点することもできます。

『』『』『×』のいずれかのチェックが入った項目について、次の通り点数付けする。

<重要度>

環境保全に、重大な効果がある項目を・・・3点

環境保全に、かなり効果がある項目を・・・2点

環境保全に、多少効果がある項目を・・・1点

重大な・かなり・多少の判断は、自ら行って下さい。

上記 で付けた点数に次の点数を乗じる。

『』の項目は・・・2点

『×』の項目は・・・1点

『×』の項目は・・・0点

《例》「重大な効果がある」と判断した項目について、『』である場合 ... $3 \times 2 = 6$ 点

「かなり効果がある」と判断した項目について、『×』である場合 ... $2 \times 0 = 0$ 点

「多少、効果がある」と判断した項目について、『』である場合 ... $1 \times 1 = 1$ 点

『/』を除く全項目について、上記 で得た点数を合計する。

この数値を「環境保全取組度数」とし、これを基に、年々の環境への取組状況を比較する。

重要な項目について指標を設定する方法

チェックリストの中で、事業者自身が特に重要であると考えられる項目がある場合には、その項目についての取組状況を表す指標（環境目標）を自ら決めて、その進捗状況を定量的、また、継続的に把握していくことも考えられます。特に、第2章の「環境への負荷の自己チェック」でカバーされていない分野については、こうした取組は有効です。

参考までに例をあげれば、次のような指標が考えられます。個々の事情に合わせて、工夫して下さい。

低公害車への代替の割合 (例：低公害車保有台数 / 自動車保有台数)	「輸送に伴う環境負荷の低減」
自社の製品全体に占める環境保全型の製品の割合 (例：環境保全型製品数 / 全取扱製品数)	「製品の開発・設計等における環境配慮」
環境への取組に必要な教育を受けた社員の割合 (例：環境研修受講人数 / 全社員数)	「環境への取組のための仕組み・体制の整備」
環境関係の基金や地域のボランティア活動への支援額	「情報提供、社会貢献、地域の環境への取組」

第4章 環境経営システムガイドライン

本章では、エコアクション 21 における環境経営システムガイドラインを定めています。

エコアクション 21 に取組み、認証・登録を受ける事業者はこの環境経営システムガイドラインの要求事項に適合した環境経営システムを構築し、運用することが求められます。

ポイント 1：環境経営システムの必須項目は 12 項目です

環境経営システムガイドラインは、計画(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の確認・評価(Check)及び全体の評価と見直し(Action)の PDCA のサイクルを基本とし、全体では 12 項目より構成されています。

この PDCA サイクルを繰り返すことによって、環境経営システムをより良く改善していくとともに、環境への取組の効果を高めていくことができます。このような積み重ねにより「継続的な改善」を図っていきます。

ポイント 2：必須項目毎に要求事項を規定しています

ガイドラインの中で 中の「 する。」と規定している事項は、構築、運用すべき環境経営システムの具体的な要求事項となっています。認証・登録を受けるためには、この全ての要求事項に適合した環境経営システムを構築し、運用することが求められます。

ポイント 3：必須項目毎に要求事項の解説をしています

本ガイドラインでは、必須項目毎に、その要求事項の内容についての解説を記載しており、具体的にどのようなことを行う必要があるのかを説明しています。解説を参考にして、エコアクション 21 環境経営システムを構築、運用して下さい。

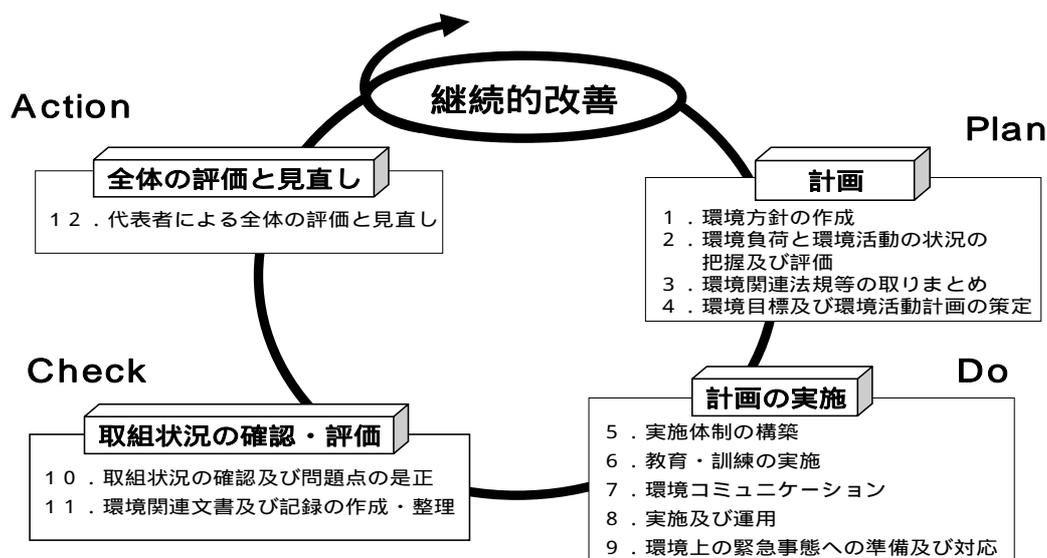
ポイント 4：より積極的な取組を進めるための推奨事項を記載しています

推奨事項は、要求事項ではありませんが、事業者の規模、業種・業態により、可能であれば取り組むことが望ましい内容を記載しています。より積極的な取組として、実施することを期待しています。

解説 どうするかは、皆さんの創意工夫で

環境経営システムガイドラインの要求事項は、取組まなければならない項目を規定していますが、どのような方法及び内容であれば、その要求事項に適合するかは、事業者の業種・業態、規模により異なると考えられます。どのような取組を、どのように実施すれば効果的・効率的かは、各事業者の創意工夫に委ねられていると言えます。

各項目の解説において具体的な方法や内容を示していますので、これを踏まえて環境経営システムを構築・運用し、環境への取組を積極的に行っていただくことを期待しています。



・計画の策定（Plan）

環境負荷の削減、環境への取組の推進等の環境活動をどのように行っていくかを具体的に計画するのが「計画（Plan）」の段階です。計画が適切に策定されていない場合は、その結果の評価や見直しを適切に行うことができません。初期環境レビューである環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの結果を踏まえて、無理のない、適切な計画を策定することが望まれます。

1．環境方針の作成

代表者（経営者）は環境経営に関する方針（環境方針）を定め、誓約する。環境方針は、環境への取組の基本的方向を明示し、全ての従業員に周知する。

解説

環境方針は、組織が自主的、積極的に環境経営（環境への負荷の削減と環境への取組の推進）に取組み、継続的な環境負荷の削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約（約束）であるとともに、組織の環境活動の基本的方向、つまり枠組みを示すものです。

環境への取組の基本的方向とは、組織が、環境への取組を進めるに当たっての基本的な枠組み（重点的に取り組むべき分野）のことであり、自らの事業活動を踏まえた取組の方向性を明示することです。

例えば、製造業で、製造に伴う環境負荷が大きければ、「製造工程から排出される廃棄物の削減に取り組めます」、「製造工程で使用する電気消費量の削減に取り組めます」等が、流通販売業であれば、「無包装、簡易包装等の環境負荷の低い包装での販売に努めます」、「エコマーク商品等の環境にやさしい商品の販売と、情報提供に積極的に取り組めます」等が考えられます。数値目標等を掲げる必要はありませんが、取組の基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。

環境方針の作成に当たっては、代表者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表したものであることが期待されます。

全従業員の周知については、掲示や会議、朝礼等を活用するなど、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことが必要です。

なお、環境方針には、制定日を必ず入れ、可能であれば代表者（経営者）が署名します。

推奨事項

- ・ 環境方針において、関連する法規制等の遵守を誓約する

- ・ 環境方針は、自らの事業活動に見合ったものであること
- * 「自らの事業活動に見合った」とは、例えば製造業であれば、工場や事業所での省資源・省エネルギーだけではなく、製品に再生資源を使用する、リサイクルしやすい設計をする、省エネ型の製品にする等、製品や原材料調達のことまで視野に入れることが、サービス業であれば、事務所の紙・ごみ・電気の削減だけではなく、環境にやさしい製品の販売、消費者に対する情報提供、省資源包装等を視野に入れることが期待されます。

2 . 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価

事業活動に伴う環境負荷を把握するため「環境への負荷の自己チェック」を実施し、その結果を踏まえ、経営上取組の対象とすべき環境負荷を特定する。二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量（水使用量）は必ず把握する。環境への取組状況を把握、評価するため「環境への取組の自己チェック」を実施する。

解説

事業活動に伴う環境負荷（どのような資源・エネルギーを、どの程度消費しているか、どのような環境負荷物質（大気汚染物質等）や廃棄物を、どの程度排出しているか等）を把握して、評価し、経営上取組の対象とすべき環境負荷を特定することは、適切な環境への取組を行うための第1歩です。

環境負荷の把握及び評価については、第2章の「環境への負荷の自己チェック」を実施します。

なお二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握を必須としているのは、現在の環境問題の中でも、地球温暖化対策と循環型社会の構築が、特に重要な課題となっているためです。

さらに、第3章の「環境への取組の自己チェック」を用いて、現在どのような環境への取組を行っているかを把握し、今後どのような取組を行うべきかを評価します。

推奨事項

- ・ 環境パフォーマンス指標のコア指標(9つの指標)のデータを収集する
 - ・ 事業活動全体のマテリアルフロー、マテリアルバランスを把握する
 - ・ 「環境への負荷の自己チェック」で取り上げていない物質で、特に使用量や排出量が多い物質、有害化学物質等を把握する
 - ・ 評価に当たっては、使用量（排出量）の多寡、使用や発生の頻度、有害性等を考慮し、評価の基準を定める
- * 環境パフォーマンス指標のコア指標とは、インプット関係が総エネルギー投入量、総物質投入量及び水資源投入量の3項目、アウトプット関係が温室効

果ガス排出量、化学物質排出量、総製品生産量、廃棄物等排出量、最終処分廃棄物量及び総排水量の6項目です。これらのデータを収集することにより、事業活動全体のマテリアルフロー、マテリアルバランスを把握することができます。

3 . 環境関連法規等の取りまとめ

事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し、取りまとめる。

解説

環境関連法規等の取りまとめに当たっては、環境省ホームページ、事業所所在地の都道府県、政令市ホームページでの情報収集、事業所所在地の地方公共団体に問い合わせること等も一つの方法です。また、環境関連法規等は常に最新のものにすることが必要です。

環境関連法規等では、環境汚染物質等の排出濃度の規制だけでなく、公害を発生させる設備等の届出、地球温暖化防止や廃棄物減量・リサイクル等に関する計画の策定、責任者や有資格者の選任と届出等を規定している場合があります。

推奨事項

- ・ 規制遵守のために自主的な目標値等を定めて管理する
- ・ 遵守しなければならない環境関連法規等を取りまとめた一覧表を作成する
- ・ 環境関連法規を具体的に遵守するための手続き、例えば測定の頻度、方法、チェック者等を定める

4 . 環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。
環境目標は、可能な限り数値化する。

解説

環境目標においては、「いつまでに、何を、どの程度行うか」を、環境活動計画においては、「いつまでに、誰が、何を、どの程度、どのように行うか」を策

定します。

策定に当たっては、環境負荷及び環境活動の状況の把握及び評価結果を踏まえるとともに、環境方針で明示した環境への取組の基本的方向と整合させます。

環境目標は、特定された経営上取組の対象とすべき環境負荷について目標を策定するとともに、原則として二酸化炭素排出量削減（省エネルギー）、廃棄物排出量削減（あるいはリサイクル推進）及び総排水量削減（節水）の目標も策定します。

環境目標は、3～5年程度を目処とした中長期の目標と、単年度の短期目標を策定するとともに、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも可能な限り明確な目標を策定します。

具体的な環境目標としては、例えば「平成14年度を基準として、平成17年度末までに、全社で廃棄物排出量を10%削減する、平成15年度は、全社で3%、100トン削減する。これについて 部では30トン、 部では70トン削減する。」等が考えられます。

そして、単年度の目標に対応した具体的な達成手段（具体的な取組内容）、スケジュール及びそれぞれの計画の責任者と担当者を環境活動計画として策定します。

達成手段としては例えば「分別を徹底する」、「新たにリサイクル業者に引き渡す」、「設備を改善する」等が考えられます。スケジュールとしては例えば「リサイクル業者の調査を 月、現地見学を 月、見積もりを 月」等が考えられます。

環境目標と環境活動計画は、毎年度、見直すとともに、事業活動に大きな変更があった場合は、速やかに改定します。

なお、環境負荷の状況によっては、技術的、経済的にこれ以上の削減が難しい場合もあります。また賃貸オフィス等で水道料や廃棄物処理費等が共益費に含まれていて使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、定量的な環境目標の策定は行わず、定性的な目標を策定するか、あるいは定期的な監視・測定のみを適切に行います。

環境目標と環境行動計画は、関係する従業員に周知します。

推奨事項

- ・ 組織の規模等に応じ、組織全体の目標、部門別の目標を策定する

．計画の実施（Do）

環境目標及び環境活動計画を達成するための仕組みを整備するとともに、これを実行するのが「．計画の実施（Do）」の段階です。計画を適切に実施するための具体的なルールを決めることも含まれます。

5．実施体制の構築

エコアクション 21 環境経営システムを構築・運用し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。
実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全員に周知する。

解説

効果的な環境経営システムを構築・運用するためには、代表者や各計画を実行するための実行責任者の役割、責任及び権限を明確に定めることが必要です。組織の一人一人が、環境経営システムの中でどのような役割を担っているのかを適切に認識するよう、構築した組織体制を従業員に周知します。

また、組織の代表者は、単に「かけ声」をかけるだけでなく、環境への取組を適切に実行するための資源を用意しなければなりません。資源とは、いわゆる「人・もの・金」のことで、環境への取組を実施するための必要な人員、設備、費用等を適切に準備します。

さらに、代表者は、環境管理責任者を任命します（小規模な組織では代表者が兼任してもよい）。環境管理責任者は、代表者に代わってガイドラインの要求事項を満たす環境経営システムを構築・運用し、その状況を代表者に報告します。従って環境管理責任者は、代表者に代わり、環境経営システム全体の構築・運用に責任を持つとともに、必要な権限が与えられます。

6．教育・訓練の実施

エコアクション 21 の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

解説

環境への取組を適切に実施するためには、全ての従業員が、組織の環境方針を理解するとともに、自らの役割や実施しなければならない取組について十分に認識することが必要です。また、環境問題の現状や環境経営の意味を知り、何故、環境活動を実施しなければならないかを理解することも重要です。

全従業員を一律に教育するのではなく、それぞれの業務や役割等に応じ、必

要な教育・訓練を適切に実施することが必要です。

教育・訓練の例としては、

- ・全従業員：環境問題の現状やエコアクション 21 における環境への取組の意義等
全社共通の環境目標及びその環境行動計画の内容、手順
担当する業務に関連した環境目標及び環境行動計画の内容、手順
- ・管理職：各自の役割、責任及び権限
環境経営システムの概要
環境への取組を行う意義
部門の環境目標及び環境行動計画の詳細
- ・法規制に関連する業務の担当者：法規制の詳細、遵守手順
等が考えられます。

推奨事項

- ・教育・訓練の年間計画を策定し、階層別、職種別等、適切なプログラムで実施する。
- ・法律遵守、緊急事態への対応等、一定の技術や資格が必要な場合は、これに必要な教育、訓練を行う

7 . 環境コミュニケーション

環境活動レポートを作成し、公表する。
外部からの環境に関する苦情や要望を受け、必要な対応を行う。

解説

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。環境活動レポートにより、積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。

また、外部からの環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口(担当者)を設け、これに誠実に対応することが必要です。

環境コミュニケーションの結果等は記録します。

推奨事項

- ・環境に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者との双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を策定する
- ・製品等に関する苦情や要望を処理する手順を策定する
- ・環境活動レポートを冊子にして、事業所周辺の方々、行政機関等に積極

的に配布し、説明を行う

- ・ 環境活動レポートを自社のホームページ上で公表する
- ・ 環境活動レポートを環境省が設置する「環境報告書データベース」に登録する
- ・ 内部における環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システムや環境問題に関する情報を伝達し、改善の提案等を収集する手順を策定する

8 . 実施及び運用

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。

解説

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を、適切に実施します。必要な場合は、実施に当たっての手順等を文書にして定めます。

推奨事項

- ・ 実施及び運用に当たって必要な場合は、運用手順を定める
- ・ 構内常駐の社外業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する

9 . 環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的な訓練を実施する。

解説

事故や天災等により油の流出、化学物質の流出等の環境上の緊急事態が発生する可能性があります。環境に重大な影響を及ぼすどのような緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をしておくことが必要です。

また、その対応策が効果的であるかどうか、例えば環境への影響が最小限にくい止められるか、準備品はすぐに使用できるか、連絡がスムーズにできるか等、可能な範囲で事前にテストするとともに、定期的にその訓練を行います。

さらに、緊急事態の発生やテストの後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要があれば改善を行います。

・ 取組状況の確認・評価（Check）

環境方針とそれに基づいた環境活動計画の取組状況を適切な頻度で監視・測定（確認）し、これを評価して、問題があれば是正処置を行い、また問題が発生しないように予防処置を実施します。

また、環境目標が達成できない場合（達成が難しいと想定される場合）は、その原因を調査分析し、目標の見直しを含め、必要な対策を実施することが必要です。目標が達成できないことよりも、その原因が解明できないこと、問題がある状態を放置したままにしておくことの方が問題であるとの認識を持つことが重要です。

10．取組状況の確認及び問題の是正

環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況を、定期的に確認・評価する。
環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認する。
環境目標の達成及び環境活動計画の実施状況に問題がある場合は、是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

解説

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況、法律等の遵守状況について、これらを定期的に確認（監視・測定）の上、評価します。

環境目標の達成状況については、途中段階での達成状況を適切に判断する目安（指標）を設定するなど、このまま取組を継続した場合、目標が達成可能かどうかについて評価します。また、実施状況については、環境活動計画に沿った取組が、定められた責任、役割のもと、スケジュール通りに推進されているか、法律等については、その遵法性を確認・評価します。

定期的に行う確認の頻度は、確認する内容により、年に1回、四半期に1回、毎月1回、毎日等、それぞれの内容に応じて適切な頻度で行うようにします。

確認・評価した結果については、担当者から責任者へ報告し、必要に応じて適切な対応策を講じる必要があります。そのために、結果の報告手順として、作業担当者から、作業責任者、さらに管理職の責任者、エコアクション21の実行責任者である環境管理責任者や代表者への報告というように、誰に、どの頻度で報告するかを決めておくといよいでしょう。

確認・評価の結果、目標の達成状況、取組の実施状況等について問題がある場合は、問題の原因を調査分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施する必要があります。また、現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。是正処置及び予防処置の実施に当たっては、

問題そのものよりも問題が起きた原因を究明することが重要であり、例えば原因は、作業手順が明確でないことによるのか、測定器具の不具合によるものか、作業員への周知、訓練等がなされていないためか、そもそも目標や計画に無理が合ったためか等、明確にする必要があります。

また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も重要です。

なお、エコアクション 21 の認証を受けようとする場合、基本的要件として、環境関連法規等の遵守が確認できることが認証・登録の条件となります。そのためにも、確実にチェックを行うことが必要です。

推奨事項

- ・ どのような場合に是正処置や予防処置を行うのか、誰が是正処置や予防処置を行うかを、予め決定しておく
- ・ 必要に応じて監査チームを編成し、年に 1 回以上、環境経営システムの全体の状況を監査し、自己評価する

* 取組状況の確認・評価を客観的に実施するため、可能な場合は、年に 1 回以上、環境経営システムの全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境経営システムがガイドラインの要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、環境目標が達成されているか（あるいは達成できるか）、環境活動計画が適切に実施され、環境パフォーマンスが向上しているか等を第三者的立場から監査の上評価し、その結果を、代表者及び環境管理責任者に報告します。

1 1 . 環境関連文書及び記録の作成・整理

**エコアクション 21 の取組を実施するのに必要な文書を作成し、整理する。
エコアクション 21 の取組に必要な記録を整理する。**

解説

文書は、作成の責任者（改訂の権限を有する者）及び発行日付を明らかにし、有効期限のあるものは明確にします。

エコアクション 21 の取組に必要な文書には以下のものがあります。なお、文書の整理は、紙ベースではなく、電子媒体でもかまいません。

- ・ 環境方針
- ・ 環境目標
- ・ 環境活動計画
- ・ 環境関連法規の取りまとめ
- ・ 実施体制（組織図に役割等を記したもので可）
- ・ 緊急事態の想定結果及びその対応策

- ・環境活動レポート

記録には以下のものがあります。

- ・「環境への負荷の自己チェック」の結果
- ・「環境への取組の自己チェック」の結果
- ・環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ・外部からの苦情等の受付結果
- ・環境上の緊急事態の訓練結果
- ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果
- ・問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果。

推奨事項

可能な場合は作成することが望ましい文書としては、以下のものがあります。

- ・教育・訓練計画
- ・取組の手順書
- ・必要に応じて環境経営システムを構築・運用するために組織が定めたルールを取りまとめたもの（例えば環境経営マニュアル）
- ・手順書や環境経営マニュアル等の文書は、改廃の手続きを定め、古いものは撤去するか、誤使用の無いようにし、定期的に見直し最新のものとする
- ・記録は、記録の保存期間を決め、分かりやすく整理して保管するとともに、記録の紛失や損傷を防ぐ方法を定める

．全体の評価と見直し（Action）

1 2 ．代表者による全体の評価と見直し

代表者（経営者）は、エコアクション 21 全体の取組状況进行评估し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

解説

代表者は、エコアクション 21 全体の見直しに必要な情報を収集し、あるいは環境管理責任者に報告を求め、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているかを評価します。

代表者は評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等について、これらを変更する必要性を判断し、必要な指示を環境管理責任者に行います。見直しは、少なくとも毎年 1 回実施し、その結果を記録する。

第5章 環境活動レポートガイドライン

本章では、エコアクション 21 における環境活動レポートのガイドラインとなっています。

エコアクション 21 に取り組み、認証・登録を受ける事業者は「環境活動レポート」を取りまとめ、公表することが必要です。

環境活動レポートを取りまとめて公表することは、社会のニーズであるとともに、組織の環境活動を推進し、組織が社会からの信頼を得ていくために必要不可欠となっています。

しかし、環境活動レポートは、あくまでも社会的な説明責任に基づくものであり、環境活動の宣伝のためのパンフレットではありません。ですから必要事項を正確に、包み隠さず記載することが重要であり、情報公開に対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得、組織が存続していくための方策の一つであると言えます。

特に、虚偽記載をしたり、自らに都合の悪い情報を隠すことは、かえって信頼性を失墜させることにも繋がりがねません。

また、環境活動レポートの作成に当たっては、段階的に記載内容を充実させていくとともに、必要に応じて取引先、地方公共団体、地域の消費者団体や環境NGO、顧客、株主、従業員等の利害関係者に配布することが必要です。

1. 環境活動レポートの取りまとめ

次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを取りまとめる。

環境方針

環境目標とその実績

主要な環境活動計画の内容

環境活動の取組結果の評価

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

解説

具体的にどのような形式の環境活動レポートを作成するかは、基本的に各事業者の創意工夫に委ねられています。

また、上記5項目以外に、組織の概要に関する以下の情報は、必ず記載するようにお願いします。

- ・ 事業所名及び代表者氏名
- ・ 所在地
- ・ 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

- ・ 事業活動の内容についての簡単な記述
- ・ 事業の規模（主要製品の生産量・出荷額、従業員数、事業所の延べ床面積など、事業の規模がわかる情報）

環境活動レポートは、エコアクション 21 の審査を受ける際に必ず必要となりますが、その後は、毎年、作成することが望まれます。

2 . 環境活動レポートの公表

環境活動レポートを、事業所において備え付け、一般の閲覧を可能にして公表する。さらに事務局に送付する（事務局が取組事業者名を公表する）。また、可能な場合は、環境省が設置する「環境報告書データベース」、自社のインターネットホームページ又は冊子において公表する。

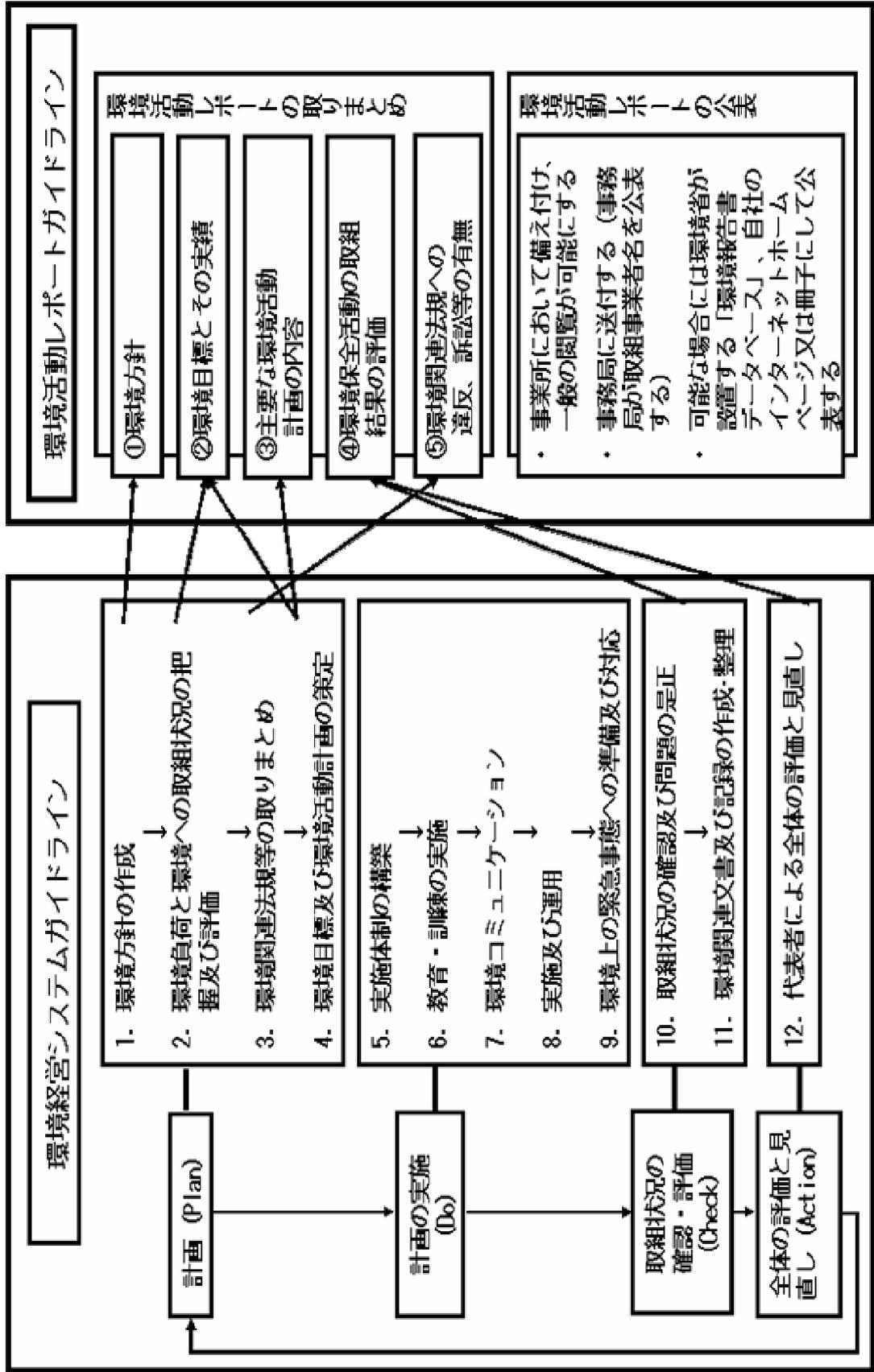
解説

作成した環境活動レポートは、事業所等に備え付け、外部から要請があった場合は、必ず閲覧できるようにして下さい。

また、エコアクション 21 事務局では、登録事業者名を公表するとともに、環境活動レポートを公開します。

これら以外の公表方法については、それぞれの事業者の創意工夫により行って下さい。

エコアクション21環境経営システムガイドライン及び環境活動レポートガイドラインの構成



別表1 環境への負荷の自己チェックシート集

1. 事業の規模

活動規模	単位	年	年	年
主要製品生産量	t			
売上高	百万円			
従業員	人			
床面積	m ²			
()	()			
()	()			
()	()			

2. 環境への負荷の状況（取りまとめ表）

		単位	年	年	年
総エネルギー投入量	購入電力	MJ			
	化石燃料	MJ			
	新エネルギー	MJ			
	その他	MJ			
総物質投入量	資源投入量	t			
	循環資源投入量	t			
水資源投入量	上水	m ³			
	工業用水	m ³			
	地下水	m ³			
温室効果ガス排出量	二酸化炭素	Kg-CO ₂			
	()	Kg-CO ₂			
	()	Kg-CO ₂			
化学物質排出量・移動量	大気への排出量	t			
	公共用水域への排出	t			
	土壌への排出	t			
総製品生産量又は 総製品販売量	製品生産量	t			
	環境負荷低減に資する製品	t			
	容器包装使用量	t			
廃棄物等総排出量	再使用	t			
	再生利用	t			
	熱回収	t			
	単純焼却	t			
	その他	t			
廃棄物最終処分量	最終処分量	t			
総排水量	公共用水域	m ³			
	下水道	m ³			
	BOD	g			

枠で囲んだ項目が必須項目です。なお、総排水量の把握が困難な場合には「水資源投入量」が把握必須項目となります。
各指標の値については次頁以降の集計結果を記入して下さい。

3. 各指標毎の取りまとめ

総エネルギー投入量 (MJ)

年(年 月 ~ 年 月)

	単位	合計(年)			単位発熱量 (B)	
		使用量・消費量 (A)	エネルギー量 (MJ) (A×B)	割合 (%)		
総エネルギー投入量	購入電力	kWh			9.83 (MJ/kWh)	
	化石燃料	灯油	L			36.7 (MJ/l)
		A重油	L			39.1 (MJ/l)
		都市ガス	Nm ³			41.1 (MJ/Nm ³)
		液化天然ガス(LNG)	kg			54.5 (MJ/kg ^l)
		液化石油ガス(LPG)	kg			50.2 (MJ/kg)
		ガソリン	L			34.6 (MJ/l)
		軽油	L			38.2 (MJ/l)
	化石燃料合計	MJ				
	新エネルギー	太陽光	kWh			3.6 (MJ/kWh)
		太陽熱	kWh			3.6 (MJ/kWh)
		風力	kWh			3.6 (MJ/kWh)
		水力	kWh			3.6 (MJ/kWh)
		燃料電池	kWh			3.6 (MJ/kWh)
		廃棄物	kWh			3.6 (MJ/kWh)
		新エネルギー合計	MJ			
	その他	熱供給(蒸気)	MJ			
		その他合計	MJ			
	総エネルギー合計	MJ				

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

エネルギー量は、燃料使用量・消費量に単位発熱量を乗じて(燃料使用量・消費量×単位発熱量)求めて下さい。

上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、単位発熱量を調べて、空欄を設けて記入して下さい。

LPGの消費量を気体(m³)として把握している場合については 1m³=2.07kgとして換算して下さい。

この表では、重油を全てA重油として算出しています。

製品の製造において原材料等として投入される石油、石炭等は、総物質投入量として把握して下さい。

総物質投入量

年(年 月 ~ 年 月)

		合計(年)	
		実績(t)	割合(%)
総物質投入量(トン)	資源の種類		
		資源投入量合計	
	循環資源		
		循環資源量合計	
	その他		
その他合計			
総物質投入量合計			

資源の種類(循環資源も同様)

・金属(鉄、アルミ、銅、鉛等)

・プラスチック(種類毎)

・ゴム

・ガラス

・紙(用紙も含まれる)

・農産物 等

その他

重量で把握可能な、主要な部品、原材料、製品

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

まずは主要な物質から把握して下さい。総物質投入量は、重量(単位はトン)で把握して下さい。

製品の製造において原材料等として投入される水や石油等は、総物質投入量として把握して下さい。

事業者内部で循環的に利用(再使用、再生利用、熱回収)している物質は対象外となります。

総物質投入量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量又は総製品販売量と廃棄物等総発生量を足し合わせて算出する方法もあります。

水資源投入量

年(年 月 ~ 年 月)

		単位	合計(年)	
			実績(m ³)	割合(%)
水資源投入量(m ³)	上水	m ³		
	工業用水	m ³		
	地下水	m ³		
	海水、河川水	m ³		
	雨水	m ³		
	合計	m³		

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

1L = 0.001m³、 1 m³ = 1000L

製品の製造において原材料等として投入される水は、総物質投入量として把握して下さい。

事業所内で循環的に利用している量は対象外となります。

温室効果ガス排出量（必須項目である二酸化炭素排出量のみ掲載）

年(年 月 ~ 年 月)

		単位	合計(年)			排出係数 (B)	単位発熱量 (C)	
			消費量 (A)	排出量 (kg-CO ₂) (A×B)or (A×B×C)	割合			
二 酸 化 炭 素	エネルギー消費	購入電力		kWh		0.378 (kg-CO ₂ /kWh)		
		化石燃料	灯油	L			0.0679 (kg-CO ₂ /MJ)	36.7 (MJ/l)
			重油	L			0.0693 (kg-CO ₂ /MJ)	39.1 (MJ/l)
			都市ガス	Nm ³			0.0513 (kg-CO ₂ /MJ)	41.1 (MJ/Nm ³)
			液化天然ガス(LNG)	kg			0.0494 (kg-CO ₂ /MJ)	54.5 (MJ/kg)
			液化石油ガス(LPG)	kg			0.0598 (kg-CO ₂ /MJ)	50.2 (MJ/kg)
			ガソリン	L			0.0671 (kg-CO ₂ /MJ)	34.6 (MJ/l)
			軽油	L			0.0687 (kg-CO ₂ /MJ)	38.2 (MJ/l)
		化石燃料合計						
		その他	熱供給	MJ			0.067 (kg-CO ₂ /MJ)	
	その他合計							
	エネルギー消費合計							
	廃棄物焼却処理	一般廃棄物(廃プラのみ)	t			2680 (kg-CO ₂ /t)		
		産廃	廃油	t			2900 (kg-CO ₂ /t)	
			廃プラスチック	t			2600 (kg-CO ₂ /t)	
廃棄物焼却処理合計								
その他								
	その他合計							
二酸化炭素合計								

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

LPGの消費量を気体(m³)として把握している場合については 1m³=2.07kgとして換算して下さい。

この表では、重油を全てA重油として算出しています。

上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)」（環境省地球環境局）を参照して、排出量を算出して下さい。

「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」については、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)」（環境省地球環境局）を参照し、各々の事業者にあった集計表を作成して下さい。

化学物質保管量・排出量・移動量等

年(年 月 ~ 年 月)

		合計(年)										
		排出(漏洩)量(t)				移動量(t)		保管量(t)	回収量 (フロン類の み) (t)	破壊量 (フロン類の み) (t)		
		大気への 排出	公共用水 域への排 出	当該事業 所におけ る土壌へ の排出	当該事業 所におけ る埋立処 分	下水道へ の移動	当該事業 所の外へ の移動	当該事業 所内での保管				
化学物質(トン)	PRTR 法対象 物質	フロン類										
		小計										
	小計											
	小計											
	その他の 物質											
小計												
合計												

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

化学物質排出量及び移動量は、重量(単位はトン)で把握して下さい。

PRTR 対象物質の排出量及び移動量の把握方法には 物質収支を用いる方法、 排出係数を用いる方法、
実測値を用いる方法、 物性値を用いる方法、 その他の方法、等5つの方法があります。

PRTR 対象物質の排出量及び移動量の把握方法の詳細については、環境省・経済産業省の「PRTR 排出量等
算出マニュアル 第2版」(2001年4月発行、2003年1月改訂)を参照して下さい。

総製品生産量又は総製品販売量

年(年 月 ~ 年 月)

	製品等名		単位	合計(年)	
				生産量	
総製品生産量又は総製品販売量(下)	製品	重量		t	
				t	
				t	
				t	
				t	
			合計	t	
	重量以外				
	環境負荷低減に資する製品	重量		t	
				t	
				t	
合計			t		
重量以外					
容器包装使用量			t		
			t		
			t		
			t		
			t		
			t		
	合計	t			

生産量又は販売量のいずれかを把握して下さい。

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

総製品生産量又は総製品販売量のいずれかを把握して下さい。

容器包装使用量については、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装の製造量及び使用量を集計して下さい。

& 廃棄物等総排出量及び廃棄物最終処分量

年(年 月 ~ 年 月)

		循環資源量(t)		廃棄物量(t)		廃棄物最終 処分量(t)	合計(t)		
		再使用	再生利用	熱回収	単純焼却				
廃棄物等総排出量	紙類	白上質紙							
		新聞紙							
		段ボール							
		その他の紙							
	一般廃棄物	かん							
		ビン							
		ペットボトル							
		紙バック							
		発泡スチロール等							
		プラスチックごみ							
		厨芥ごみ							
		粗大ごみ							
		その他可燃ごみ							
		その他不燃ごみ							
		小計							
		産業廃棄物	汚泥						
	がれき類								
	ばいじん								
	金属くず								
	廃プラ								
	特別管理		廃油						
			廃酸・廃アルカリ						
		有害産業廃棄物							
小計									
合計									

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

上記の分類はあくまでも例です。現状に沿った分類による記入表を作成して下さい。

総排水量及び水質汚濁物質

-1 総排水量

年(年 月 ~ 年 月)

			単 位	合計(年)	
				実績(m ³)	割合(%)
総排 水量 (m ³)	公共用水域	河川	m ³		
		湖沼	m ³		
		海域	m ³		
		各種水路	m ³		
		公共用水域合計	m ³		
	下水道	m ³			
	合計				

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

1L = 0.001m³、 1 m³ = 1000L

事業所内で循環的に利用している量は対象外となります。

再利用、処理等を行っていない雨水の排水については、対象外となります。

-2 水質汚濁物質

年(年 月 ~ 年 月)

		合計(年)			
		平均濃度		排水量(m ³)	排出量(g)
		値	単位		
水質汚濁物 質	BOD				
	COD				

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

BOD、COD は、事業場からの排出について測定したそれぞれの濃度を記入して下さい。

一定期間のその濃度の平均値に、その期間における総排水量を乗じて各々の負荷量を算出して下さい。

別表2 環境への取組の自己チェックリスト

1. 事業活動動へのインプットに関する項目

1) 省エネルギー、新エネルギー使用の拡大

	風力発電、水力発電、地熱発電、燃料電池等の新エネルギーの導入をしている
	太陽電池により太陽エネルギーを電気として利用している
	天然ガスを利用している
	コージェネレーション（発電の際の排熱を利用すること）システムを導入している
	地域冷暖房システムや地域熱供給システムの利用や、ソーラー給湯システム等により太陽エネルギーを給湯、暖房に利用している
	給湯設備において、断熱化等により省エネルギーを進めている
	省エネルギー型空調設備を積極的に導入している
	ごみ焼却熱等の廃熱を利用している
	コピー機、パソコン、プリンター等のOA機器について、エネルギー効率をチェックし、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入している
	エレベーターの省エネシステム（運転の高度制御、夜間等の部分的停止等）を導入している
	二重窓、複層ガラスの設置等により建物の断熱性能を向上させている
	日射の室内への導入、床や壁面での蓄熱、通風の活用等により、太陽エネルギーを自然なかたちで使っている
	高効率蛍光灯、インバーター照明（高周波の電流を用いることにより高い効率を得る蛍光灯）等、照明機器の省エネルギー化を進めている
	ヒートポンプを導入している

2) 省資源、グリーン購入

省資源

	使用済みの自社製品の回収・リサイクル等に取り組んでいる
--	-----------------------------

再生紙の使用

	コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋等、印刷物・パンフレット等、トイレットペーパー、名刺、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を進めている
--	--

	再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用の目標・基準を立て、使用状況を把握しながら取り組んでいる
	再生パルプ使用率を印刷物等に明記している

その他環境に配慮した物品等の購入、使用

	エコマーク商品を優先的に購入している
	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用している
	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用している
	木材の調達に当たり、跡地の緑化・植林・環境修復が適切に行われていることに配慮したり、又は跡地緑化等に協力している
	その他、無漂白製品（衣料品等）、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用している
	修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用している

環境に配慮した物品等の調達に係る基準

	環境に配慮した物品等の調達に係る基準、リストを作成し、現状に合わせて、見直しを行っている
	基準、リストに基づく調達状況を把握している
	原料・中間材の購入に当たって環境配慮のチェックを行っている

3) 節水、水の効率的利用

	雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている
	雨水を地下浸透させる設備（浸透升等）の導入や工夫を行っている
	汚排水の再利用（中水利用）を行っている
	節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している
	トイレに「水流し音発生器」を取り付ける等、トイレ用水を節約している
	蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している
	地盤沈下が問題となる地域にあっては、地下水汲み上げの削減を行っている
	水道配管からの漏水を定期的に点検している

2. 事業活動からのアウトプットに関する項目

1) 二酸化炭素の排出抑制、大気汚染等の防止

環境負荷の少ない燃料の使用

	都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用している
--	-----------------------------------

日常業務の管理に当たっての配慮

	空調の適温化（冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）を徹底している
	空調を必要な区域・時間に限定して行っている
	空調・冷却設備の保守点検をこまめに行っている
	エレベーターの適正使用を徹底している
	照明の適正化、昼光の利用、スイッチの適正管理を積極的に行っている

生産プロセスの管理に当たっての配慮

	ボイラー等において、低空気比運転等の熱管理を徹底している
	ボイラー等の廃熱の利用を行っている
	インバーター等によるモーターの回転数制御を実施している
	電力不要時の負荷遮断、変圧器の遮断を行っている

大気汚染物質排出量の削減

	大気汚染の少ないプロセス・機器（低NOx燃焼機器等）を採用している
	日常の管理における大気汚染防止への配慮（燃焼管理等）を行っている
	大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている
	ばい煙等の測定・監視やばい煙処理設備の点検を定期的に行っている
	事故や災害の際の汚染防止対策のための準備を行っている

悪臭、騒音、振動等の防止

	悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている
	低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置・管理等により騒音・振動を防止するとともに、日常的な測定・監視を実施している

2) 化学物質対策

化学物質の管理の徹底

	有害性のおそれのある化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使
--	--

	用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理している
	有害性のおそれのある化学物質の環境への排出量の計測、推定等を行っている
	有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底している
	化学物質の安全性に関する情報伝達のための MSDS(化学物質安全性データシート)を使用している
	有害物質のタンク、パイプ類は漏洩、拡散等を防止できる構造となっている
	有害物質のタンク、パイプ等の保守・点検を定期的に行っている
	使用した有害物質を回収するシステムができています
	有害物質の輸送、保管等に当たり、事故時の汚染防止のための準備や訓練を行っている
	PRTR に取り組んでいる
	塩素系有機溶剤等の削減、代替物質への転換に取り組んでいる
	燃料油や溶剤等の揮発の防止に取り組んでいる
	屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に取り組んでいる

特定フロンの削減、適正処理

	オゾン層を破壊する特定フロンの削減、全廃（生産用フロン、冷却設備・空調設備の冷媒用フロンの削減、ハロン消化設備等の代替）を行っている
	特定フロンの回収・適正処理に取り組んでいる

温室効果ガス（HFC、PFC、SF₆等）の排出抑制

	製造工程において、HFC、PFC、SF ₆ 等をどれだけ使用し漏出しているか把握している
	製造工程において使用する HFC、PFC、SF ₆ 等の回収処理に取り組んでいる
	製造工程において、可能な範囲で HFC、PFC、SF ₆ 等をその他の物質に代替している
	HFC、PFC、SF ₆ 等を使用しない製造工程に変換している
	製品購入の際には、できるだけ HFC、PFC、SF ₆ 等を使用していない製品を選ぶように配慮している
	HFC、PFC、SF ₆ 等を使用している製品を廃棄する際の回収に取り組んでいる

3) 製品の開発・設計等における環境配慮

製品（プライベートブランド商品を含む）設計に当たっての環境配慮

	製品の小型化・軽量化等により、同一機能に対して資源使用量のミニマム化を指向している
	製品の長寿命化を指向している
	製品の使用過程でのエネルギーの削減を指向している
	再生資源の積極的利用に取り組んでいる
	廃棄物の発生抑制のため、モデルチェンジの適正化に取り組んでいる

	リサイクルしやすいよう、素材の種類や製品の部品点数の削減や、ネジの数を減らすこと等による解体しやすい構造を指向している
	製品の包装は可能な限り簡素化している
	自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる

製品の出荷、販売後における環境負荷の削減

	使用後の製品、容器包装等の回収・リサイクルに取り組んでいる
	フロン類の回収に取り組んでいる
	フロン類の漏洩防止のための留意点等、製品に関する環境への負荷を低減するための消費者への情報提供を行っている
	修理部品の長期的な確保に自主的に取り組んでいる
	消耗品の回収箱等を店頭に設置する等、その回収・リサイクルに取り組んでいる

製品（プライベートブランド商品を含む）に係る製品アセスメント等

	自社製品及び社外から購入する部品等について、想定されている環境負荷のチェックリストを作成している
	新製品開発、モデルチェンジ等に当たり、環境負荷の測定・記録や製品アセスメント（製品が廃棄物になった場合の適正処理困難性の評価、製品の生産から消費、廃棄に至る各段階での環境負荷の評価(ライフサイクルアセスメント)等を含む）を実施している
	製品の使用時や廃棄時の環境負荷の量をカタログ等に表示している
	既存製品についても、計画的に製品アセスメント等を実施している
	外部から製品の環境負荷に関するデータの提供の依頼があった場合、協力している

環境保全型商品等の販売及び消費者に対する情報提供

	再生資源を使用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省資源・省エネルギー型の商品、容器包装を簡素化した商品、エコマーク製品等を重点的に販売している
	上記商品の販売目標を定め、販売促進に積極的に取り組んでいる
	販売の際に環境保全型製品の表示、製品アセスメントの結果の表示等を行っている
	消費者等に環境保全型商品に関する情報を積極的に提供している
	エコマーク及び自ら制定したマークや宣言を製品やパンフレット等に表示している

4) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

紙の使用量の抑制（再生紙については「2」省資源、グリーン購入参照）

	会議用資料や事務書類の簡素化に取り組んでいる
	両面印刷、両面コピーを徹底している
	使用済み用紙の裏紙の利用をしている

	使用済み封筒の再利用をしている
	電子メディア等の利用によるペーパーレス化に取り組んでいる

廃棄物の発生そのものを押さえる取組

	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制している
	リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入・使用している
	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用している
	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用しているものを採用している
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている
	包装・梱包（段ボール、魚箱等）の削減、再使用に取り組んでいる
	製造段階での工程廃棄物及び不良材等の発生抑制に取り組んでいる

オフィス等におけるリサイクルの促進

	紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底している
	回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認している
	シュレッダーの使用を機密文書等に限っている
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めている
	食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化（堆肥化）し、土壌に還元、利用している
	廃食用油のせっけん等への再利用を行っている
	包装、梱包等のリサイクルに取り組んでいる

出荷・販売等に際しての梱包等に関する配慮

	簡易包装の推進、多重包装の見直し、量り売り、ばら売りの推進等により、包装紙、容器、買い物袋、食品トレイ、ラップ等の削減に取り組んでいる
	詰め替え式の容器・製品の販売促進に取り組んでいる
	リターナブル容器入りの製品の販売促進に取り組んでいる
	紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収・リサイクルに取り組んでいる

生産工程における取組

	生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備を設置し、活用している
--	---

産業廃棄物等の適正処理

	廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を確認している
--	------------------------------------

	廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、チェックしている
	廃棄物焼却の際、塩化ビニール等焼却に適さない物が混入しないよう徹底するとともに、ばい煙の処理、近隣環境への配慮等を行っている
	メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋立処分を抑制している
	有害廃棄物、医療廃棄物の管理（リストの作成、マニフェスト、適正処理のチェック）に取り組んでいる

5) 排水処理

	水質汚濁の少ないプロセス・機器（廃液の回収・再利用等）を採用している
	排水処理装置を適切に設置している
	排水が閉鎖性水域（湖、内湾等）に流入する場合は、窒素・燐の除去対策を講じている
	排水処理にクローズドシステムを採用している
	有害物質や有機汚濁物質（生ごみ等）ができるだけ混入しないようにしている
	水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている
	排水等の測定・監視や排水処理設備の点検を定期的に行っている
	事故や災害の際の汚染防止対策のための準備や訓練を行っている

6) 輸送に伴う環境負荷の低減

自動車の購入・選択に当たっての配慮

	自動車の購入の際、排ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮している
	最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車への代替を進めている
	社有車を、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車への切り換えに取り組んでいる

モーダルシフト（自動車輸送から鉄道、海運へのシフト）の推進

	鉄道・海運を積極的に利用している
--	------------------

輸送の合理化・輸送方法の工夫

	最大積載量に見合った輸送単位の設定を行っている
	共同輸配送、帰り荷の確保に取り組んでいる
	発注・輸送の計画化・平準化、行き過ぎた少量・多頻度輸送やジャスト・イン・タイ

	ムサービスの見直しを行っている
	通い箱（繰り返し使用する梱包材）を利用している
	駐車場、荷さばき場の確保等による周辺交通への障害を防止している

自動車の使用に当たっての配慮

	アイドリングストップ等運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジンの停止等）を行っている
	排気ガス・騒音のレベルを抑えるため適正な車輛整備を行っている
	資材搬入口において、騒音・粉塵対策、渋滞防止等の環境対策を行っている

7) 建築物の建築・解体、開発事業に当たっての環境配慮

新規事業を始める際の環境影響評価・環境配慮

	新規事業を始める際、企画・計画・設計段階、建設段階、運用段階、改修・解体段階のそれぞれの段階における環境影響を評価し、これに基づいて環境保全のため適切な対策を行っている
	事業実施前に行われた環境影響評価の結果が妥当であったかどうかのフォローアップを、事業中及び事業後に行っている
	発注者及び設計者に対し、建設副産物のリサイクル、合板型枠の使用合理化等、環境保全の提案をしている

環境整備と周辺の自然環境の保全

	敷地内、壁面、屋上等の緑化を行っている（大気浄化、都市気象の緩和にも資する）
	地域の自然環境との調和に配慮し、生態系や景観の保全に取り組んでいる
	環境を改変する代替措置として環境修復（ミティゲーション）を計画・設計に盛り込んでいる

環境負荷の少ない建築材の使用等

	建築物の建設・改築に当たり、環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化に取り組んでいる（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生素材の積極的使用等）
--	--

環境に配慮した工法

	低騒音型の建設機械の使用等により工事騒音・振動の防止に取り組んでいる
	アスベストや粉塵の飛散防止等に取り組んでいる
	工事濁水による水質汚濁の防止等に取り組んでいる
	出入り車輛の排ガス・騒音・振動の防止に取り組んでいる
	掘削工事、盛土工事における地盤の変化の防止に取り組んでいる

	工事中の樹木の保護を行っている
	木材、コンクリート塊、汚泥、残土等の建設副産物の削減、再利用、分別、リサイクルに取り組んでいる
	フロン、アスベストその他の有害物質の適正処理、代替材の使用等を行っている

建設物、構築物の環境への影響を予防するための方策

	竣工建築の環境面に配慮した管理、メンテナンス等を行っている
	建造物の老朽化や運用の診断を行い、改善や環境保全設備の見直し等の提案を行っている
	建築物の耐久性の向上に取り組んでいる

施設閉鎖、建築物の解体等の際の環境配慮

	施設の閉鎖時に、環境影響評価を行っている
	建築物の解体に当たっては、吹き付けアスベストを事前に除去している
	現状から用途転換をする等の計画プロジェクトの前に環境影響評価を行っている

3 . 環境経営システムに関わる項目

1) 環境保全のための仕組み・体制の整備

環境関連法規等の遵守状況

	法規制等の最新情報を常に入手している
	法規制等の変化に対応する手順ができています

実施体制の構築等

	環境経営システムを実行するに当たり、役割分担や責任、権限等が明確に定められている
	環境保全活動等を実行するに当たり、担当する者、あるいは組織が明確になっている
	環境保全活動等を実施するに当たり、必要な人材や情報、その他の資源が用意できる体制がある

環境コミュニケーション

	環境保全活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組みが整えられている
	外部からの意見や苦情、問い合わせ等を受け、対応する仕組みが整えられている
	環境コミュニケーションの結果等を記録する仕組みが整えられている

環境活動計画の運用、実行

	環境保全活動上、必要な作業手順や運用基準等が明確に定められている
	必要な場合、委託・協力会社等に対しても作業手順や運用基準が徹底されるよう、配慮している

取引先への働きかけ等

	協力会社、納入会社、委託業者、子会社等について、環境保全の面から評価し、その選定に活かすとともに、改善支援を行っている
	委託契約等に環境配慮が契約管理に組み込まれている
	協力会社、子会社等に教育プログラムを提供している
	顧客や発注者に対し、環境保全の提案をしている

2) 環境教育、環境保全活動の推奨等

従業員等への教育・訓練の実施及び意識の向上

	従業員等に環境意識の向上や、環境保全活動に必要な教育を行う計画を定めている
--	---------------------------------------

	従業員等が環境保全活動上必要な資格、能力等を保有できるよう養成している
	委託・協力会社等の従業員等についても、必要な意識、能力等を保有するよう、対応をとっている
	従業員の環境教育のプログラムがある
	従業員の採用の際、環境への意識の高さ、環境に関する知識等を条件にしている

従業員等の自主的なボランティア活動に対する支援

	ボランティア休暇等、組織の制度として支援システムがある
	環境に関する研究や活動を行っているサークル等に対する支援を行っている
	従業員、学生の環境に関する国際的活動団体への参加又は国際会議出席のための支援を行っている（資金面での支援等）

通勤・通学に係る環境への負荷の削減

	通勤・通学等に公共交通機関を利用するよう指導している
--	----------------------------

環境に関するカリキュラム（特に教育機関の場合）

	環境に関する科目、講座、学科又は学部がある
	環境に関する科目が必須科目となっている
	図書館等に環境に関する図書を豊富に揃えている
	環境教育を実施している

3) 情報提供、社会貢献、地域の環境保全

事業上の環境に関する情報の提供、公表

	事業活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を公表している
	消費者等に対して、情報提供や啓発活動を行っている
	外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている

環境に関する取組等に関する外部の関係者の意見等の聴取

	意見聴取を定期的に行い、環境に対する取組の際に考慮している
	外部の関係者の意見を聴取する窓口を設けている

環境保全に関する団体等への参加、支援

	環境に関する基金・団体の設置、既存の基金・団体を支援している（人材派遣、資金面での援助、従業員の給与の端数を集めた寄付、広報活動への協力等）
	環境関係の基金等へのマッチングギフト（従業員労働組合等の任意の寄付と同額の寄付を事業主として行うこと）を行っている

	地域のボランティア活動等に積極的に参加し、協力や支援を行っている
	環境に関連する表彰制度を実施している
	大学に環境関係の寄附講座を開く等、研究機関への支援を行っている

4) 環境ビジネス、技術開発

環境に関する情報のサービス

	環境に関する市民向けセミナー、学会、シンポジウム、講座等の開催や、環境に関する書籍、研究報告書、定期刊行物の発行を行っている
	顧客のための環境情報提供システム（パソコン通信等）を持っている

環境に関する調査・研究

	環境に関する調査・研究を自己又は研究機関等に委託して積極的に行い、その成果を公表している
--	--

環境に関するコンサルティング業務

	環境管理、環境基金、環境ビジネス、環境汚染リスク管理等に関してコンサルティングを行っている
	コンサルティングを行う担当のスタッフがいる

環境保全に貢献する金融商品（寄付金付預金、環境公益信託、環境保護カード等）

	環境保全に貢献する金融商品を開発し、売上目標を立てて取り組んでいる
--	-----------------------------------

環境問題の解決に役立つ技術開発

	資源、省エネ、環境保全を達成することを可能にする技術及び商品を開発し、社会に提供している
	開発される技術が環境に与える影響の評価を行っている

5) 国際協力及び海外事業における配慮

環境に関する技術移転

	開発環境保全技術やノウハウについて、海外への情報の提供を行っている
	技術者の派遣、国内研修の受入等により技術移転の推進を進めている

海外の環境保全活動への協力

	海外における環境対策に資する NGO 活動、緑化等の諸活動に積極的に協力している
--	--

海外活動での環境配慮

	進出先の従業員、周辺住民等に必要な情報を積極的に提供し、環境配慮に関する企業広報を積極的に行っている
	進出先の環境配慮の取組に対する本社の支援体制を整備している
	進出先国の排出基準、目標等を遵守しているとともに、その基準が日本より緩やかな場合は、日本の基準を適用している
	進出に当たって、進出先の環境に与える影響の事前評価と、進出後の環境影響の事後評価によるフィードバックを行っている

6) 投資・融資における環境配慮

環境に配慮した投融資

	投資融資にあたり、環境面から審査を行っている
	エコファンドを売り出している
	投資融資対象事業の環境影響評価に関するノウハウを持っている
	社会的責任投資（SRI）が方針として謳われている
	環境審査担当のスタッフがいる
	環境面からの制限業種リストを作成し、融資窓口での制限を徹底する等、環境上問題のある事業への投融資は制限している

環境優良品業の支援・育成

	金融機関において省エネ設備、省エネ住宅等への特別融資枠や優遇金利制度がある
	環境保全に関する公的融資制度の利用を推進している

環境省 総合環境政策局 環境経済課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2
TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568
e-mail : ea21@env.go.jp